

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成26年6月

総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備を行う。

## 2 主な改正の内容

- (1) 法人住民税について、外国法人に係る外国税額控除制度の創設に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。